



職員の定年年齢引き上げに伴う 60歳以降の働き方について

<情報提供>

令和6年3月
総務部人事課

目次

- ①段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員…P.2
- ②60歳に達した職員の職位・配置等…P.3
- ③60歳に達した職員の給料…P.4
- ④給料月額7割措置の試算（職員）…P.5
- ⑤給料月額7割措置の試算（管理職）…P.6
- ⑥60歳に達した職員の諸手当…P.7
- ⑦60歳に達した職員の退職手当…P.8
- ⑧60歳に達した職員の退職手当の試算（勤続35年以上）…P.9
- ⑨60歳に達した職員の退職手当の試算（勤続35年未満）…P.10
- ⑩60歳に達した職員の退職手当の試算（支給額）…P.12
- ⑪暫定再雇用制度…P.14
- ⑫定年前再雇用短時間勤務制度…P.15

① 段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員

■ 定年年度と対象職員

定年は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員は次のとおりです。

定年年齢 ↓生年年度／採用年度→	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)
1962.4.2～1963.4.1生 (S37.4.2～S38.4.1生)		定年 (60歳)	暫定再雇用 (61歳)	暫定再雇用 (62歳)	暫定再雇用 (63歳)	暫定再雇用 (64歳)	暫定再雇用 (65歳)					
1963.4.2～1964.4.1生 (S38.4.2～S39.4.1生)			(60歳)	定年 (61歳)	暫定再雇用 (62歳)	暫定再雇用 (63歳)	暫定再雇用 (64歳)	暫定再雇用 (65歳)				
1964.4.2～1965.4.1生 (S39.4.2～S40.4.1生)			(59歳)	(60歳)	(61歳)	定年 (62歳)	暫定再雇用 (63歳)	暫定再雇用 (64歳)	暫定再雇用 (65歳)			
1965.4.2～1966.4.1生 (S40.4.2～S41.4.1生)				(59歳)	(60歳)	(61歳)	(62歳)	定年 (63歳)	暫定再雇用 (64歳)	暫定再雇用 (65歳)		
1966.4.2～1967.4.1生 (S41.4.2～S42.4.1生)					(59歳)	(60歳)	(61歳)	(62歳)	(63歳)	定年 (64歳)	暫定再雇用 (65歳)	
1967.4.2～1968.4.1生 (S42.4.2～S43.4.1生)						(59歳)	(60歳)	(61歳)	(62歳)	(63歳)	(64歳)	定年 (65歳)

②60歳に達した職員の職位・配置等

■60歳に達した職員の職位の全体像

60歳時点の職位	60歳到達後の職位	定年退職後～65歳 (暫定再雇用)
局長	部長	部長
部長	課長	課長
課長	副課長	係長
副課長		
係長	総合職	総合職
総合職		
専門職	専門職	専門職

※例外的に60歳時点の職位を継続する場合があります。

■60歳に到達後の配置

局長・部長・課長・副課長

職位が変更となる場合には、必要に応じて異動をする場合があります。

総合職・専門職

本人の経験や組織全体の状況を踏まえ、配置します。

■60歳に達した職員の評価等

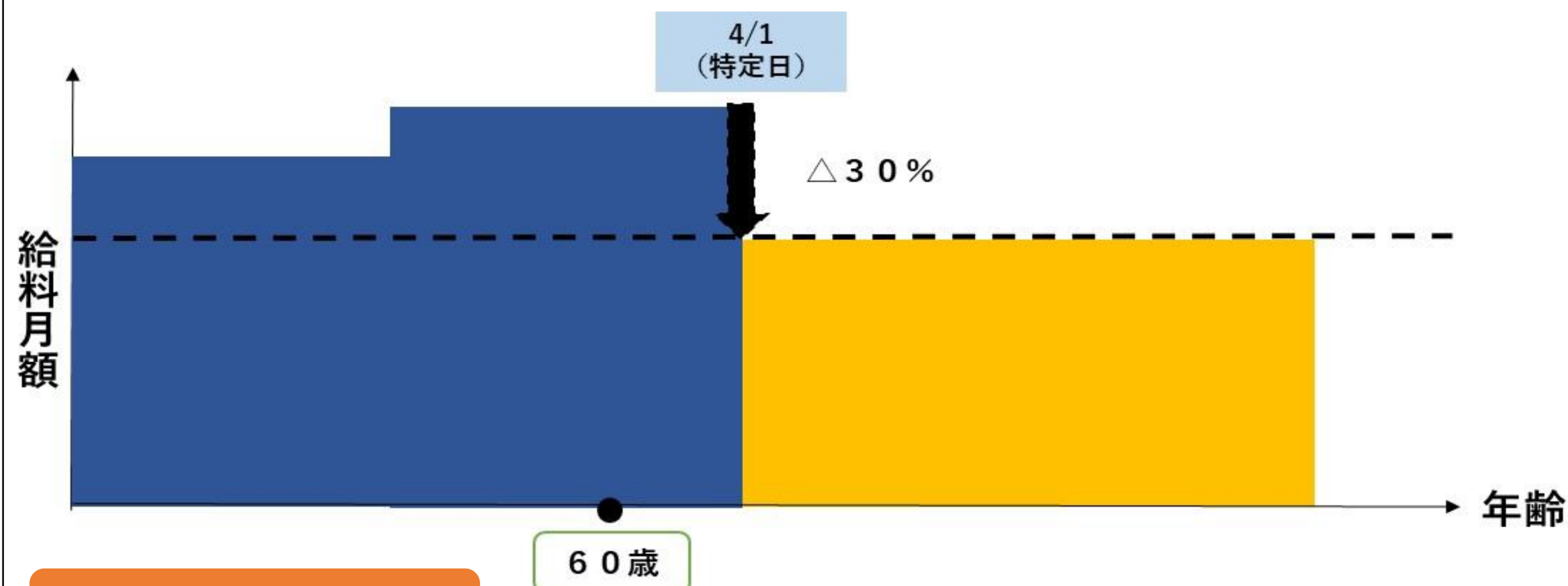
- ◆ 人事考課
60歳前の制度と変わらず、職位に応じた制度を実施します。
- ◆ 昇給
60歳前の制度と同様、昇給幅は標準区分で2号です。
- ◆ 昇任
総合職については、職員Ⅱまたは職員Ⅲの昇任基準を満たした場合、昇任します。

③60歳に達した職員の給料

当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」）以後、100分の70を乗じて得た額（以下「給料月額7割措置」）となります。

※ 管理職（係長級以上）から降任する職員には特定日前日の給料月額の7割水準となるよう、別途調整額を支給。

★給与水準イメージ（1～3級の職員）



給料月額の7割措置

【参考】事務・技術/医療技術・看護職員給料表 3級133号給（386,100円）の場合

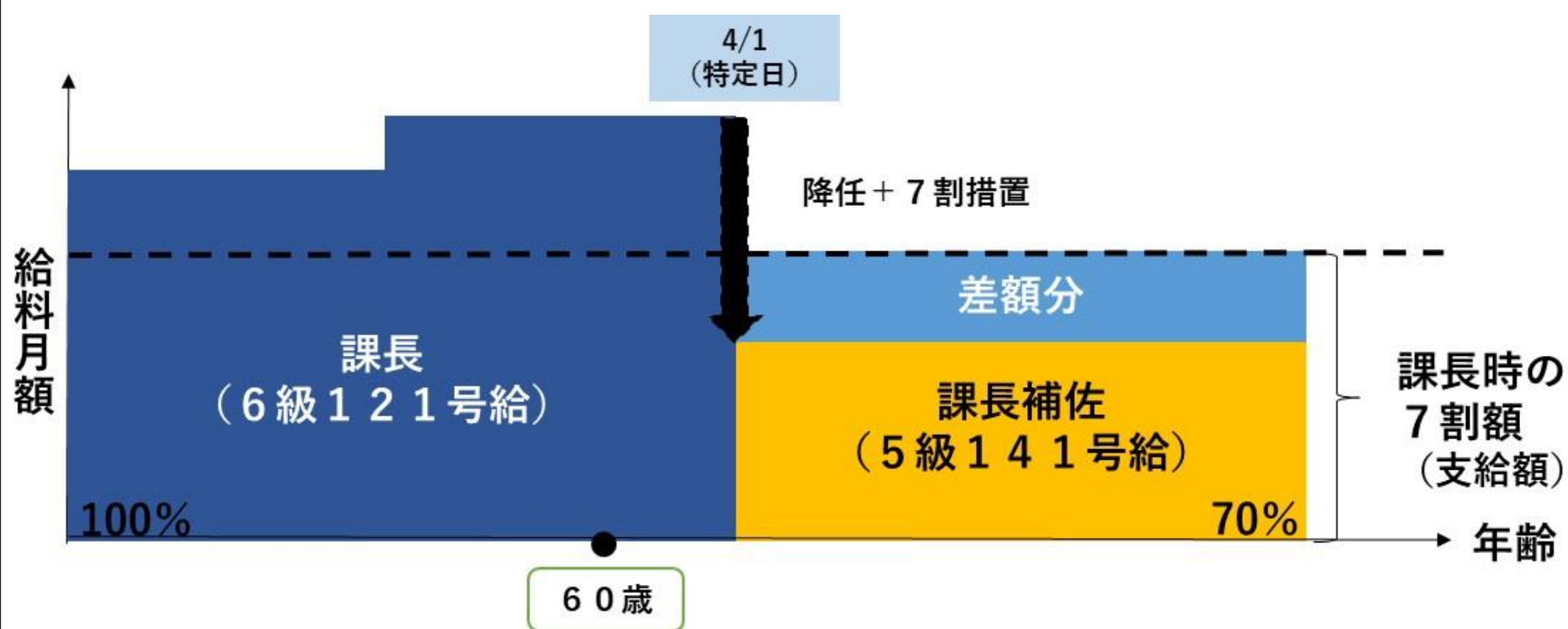
$$386,100円 \times 70\% = 270,300円$$

給料表の職務の級・号給
に応じた給料月額

特定日以後に
支給される給料月額

※100円未満
四捨五入

★給与水準イメージ（管理職（副課長・係長含む））



計算例

$$\text{降任後7割措置後の給料月額 } 422,000円 \times 70\% = \text{A } 295,400円$$

※100円未満四捨五入

$$\text{降任前の7割措置後の給料月額 } 495,800円 \times 70\% = \text{B } 347,100円$$

※100円未満四捨五入

$$\text{A } 295,400円 + \text{B} - \text{A} (51,700円)$$



支給される給料月額：347,100円

④ 給料月額 7 割措置の試算（職員）

こちらは、60歳に達した翌年度の給料について試算していただくためのページです。

◆ お手元にご自身の「給与等明細書」をご用意のうえ、ご覧ください。

◆ 以下の にご自身の情報をご記入ください。

特定日前日から引き続き 1～3 級の職員として勤務する場合

◆ 当分の間、職員の給料月額は、特定日以後、7 割水準となります。

【Step 1】：給料月額を確認する。

① 給与等明細書により、ご自身の給料表、職務の級及び号給を確認してください。

給料表 ⇒ 表

級 ⇒ 級

号給 ⇒ 号給

令和 年 月 日 支給分 給与等明細書 (2/2)
職員番号 XXXXXXXXXX
氏 名 ○○ ○○○ 様

給付額内訳	算出基礎		
	表級号給	XX	XX

a b c

a

② a～c をもとに給料月額を確認してください。

給料月額 ⇒ 円

別表第 1 - ① 事務・技術職員給料

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	132,900	201,100	222,300
2	134,000	203,100	224,100
3	135,100	205,000	225,900
4	136,100	207,100	227,800
5	137,000	209,000	229,800
6	138,000	210,900	231,800
7	139,000	212,600	233,700
8	140,100	214,200	235,700
9	141,100	215,900	237,500

c

d

※ 給料表とは、職員の職務の種類ごとに、その職務の級や号給に応じた給料月額を定めた表であり、職員賃金規程 別表 1 に
おいて定められています。

<給料表の確認方法>

- 大学HP 規程集にアクセス
- 「1-4 職員賃金規程」を開く
- 目次から、別表 1 のうち該当するものを確認

【Step 2】：60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の給料月額を計算する。

$$\text{d 円} \times 70\% = \text{e 円}$$

※100円未満四捨五入

60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、

円 が給料として支給されます。

◆ 地域手当など給料月額と連動した額とする手当は 7 割措置後の給料月額（e の額）を基に計算します。
詳細は諸手当の 7 ページをご確認ください。

【例】地域手当

$$(\text{給料月額 7 割措置が適用された給料} + \text{扶養手当等の合計額}) \times 16\%$$

⑤ 給料月額 7 割措置の試算（管理職）

特定日に管理監督職から降任した場合

- ◆ 役職定年年齢到達により、管理監督職（管理職手当を支給される職員の職）から降任する職員には特定日前日の給料月額の 7 割水準となるよう、別途調整額（[下参考参照](#)）が支給されます。

【Step 1】：降任前の給料月額を確認する。

- ① 5 ページを参考に、ご自身の給料表、職務の級及び号給を確認してください。

給料表 ⇒ 表

級 ⇒ 級

号給 ⇒ 号給

給与等明細書		a	b	c
(〇年 〇月 〇日 支給分		〇表	〇級	〇〇号給
所 属				
職 員 番 号				
氏 名				

- ② a～c をもとに給料月額を確認してください。

給料月額 ⇒ 円

【Step 2】：60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を計算する。

$$\text{d 円} \times 70\% = \text{e 円}$$

※100円未満四捨五入

※級における最大の給料月額を超える場合は級における最大の給料月額とする。

60歳に達した日後における**最初の4月1日**以後、

円 が給料として支給されます。

（参考）特定日前日の給料月額の 7 割水準となるよう支給する調整額について

・調整額の求め方

上記「e」の額 - 特定日の給料月額に給料月額 7 割措置を適用した額 = 調整額

・実際の支給額

特定日の給料月額に給料月額 7 割措置を適用した額 + 調整額 = 支給される給料（**上記「e」と同額**）

- ※ 降格した日の前日に受けていた号給が昇格時の対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するときは、その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給（上記に該当しない場合は、お問い合わせください）

<降格時号給対応表の確認方法>

- (1) [大学HP 規程集](#)にアクセス
- (2) 「4-78 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する要綱」を開く
- (3) 別表第 5 うち該当するものを確認

⑥ 60歳に達した職員の諸手当

給料月額の水準を調整するための手当については、60歳前職員の7割水準とします。

給料月額に連動する手当等については、60歳前職員と同様の計算方法とします。

その他の手当については60歳前職員と同額とします。（7割水準としません。）

※60歳前職員 ⇒ 給料月額7割措置が適用されない職員

60歳前職員の7割水準とする手当

- ◆初任給調整手当
- ◆管理職手当
- ◆管理職員特別勤務手当

手当額の計算方法

$$60\text{歳前職員の手当額} \times 70\%$$

※100円未満四捨五入

60歳前職員と同様の計算方法とする手当

- ◆地域手当
- ◆超過勤務手当
- ◆休日給
- ◆夜勤手当
- ◆期末手当
- ◆勤勉手当

手当額の計算方法（地域手当の例）

$$\left(\begin{array}{l} \text{給料月額7割措置が適用された給料} \\ + \text{扶養手当等の合計額} \end{array} \right) \times 16\%$$

60歳前職員と同額の手当

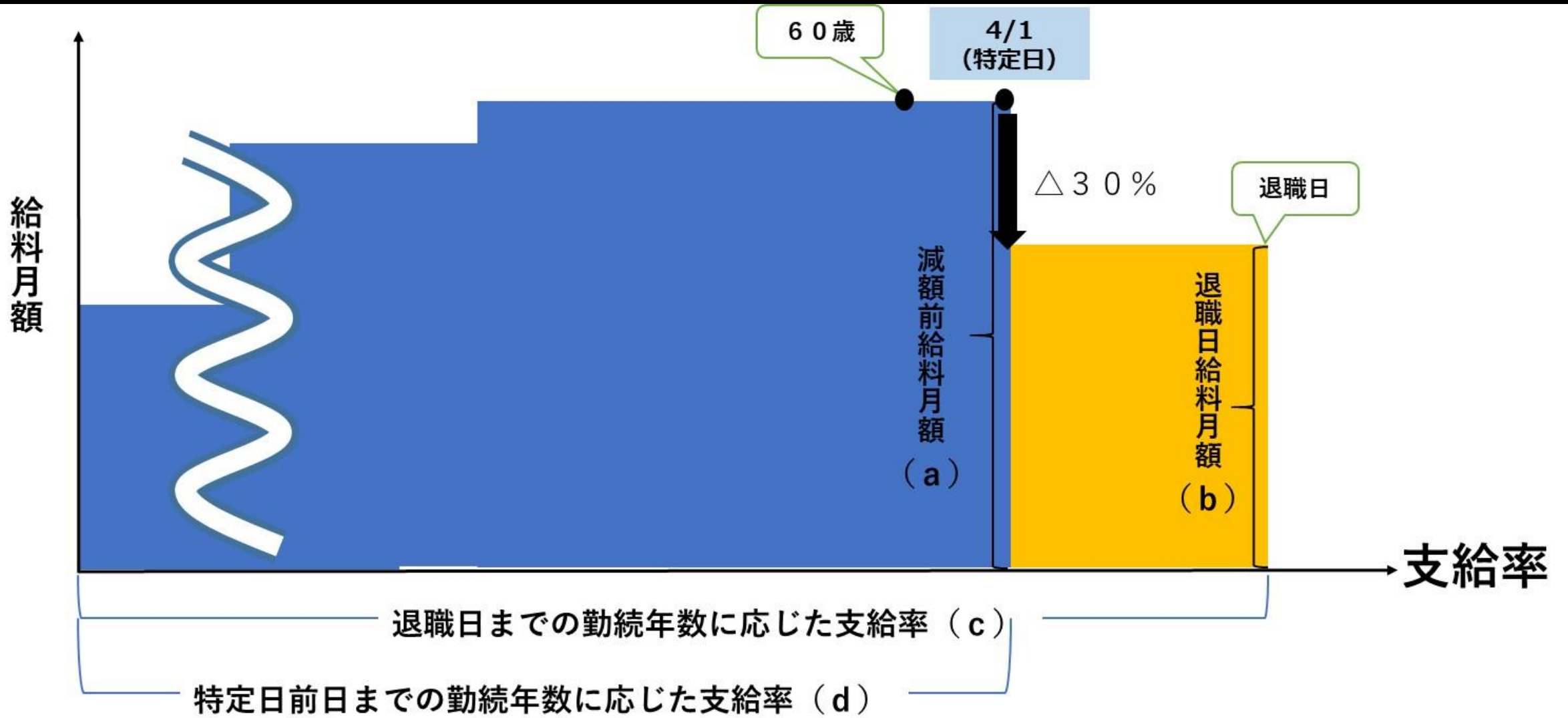
- ◆扶養手当
- ◆日直手当
- ◆通勤手当
- ◆宿直手当
- ◆特殊勤務手当
- ◆単身赴任手当

⑦ 60歳に達した職員の退職手当

◆ 特定日前日までの期間は、減額前給料月額で計算し、特定日以降の期間は、退職日給料月額を用いてそれぞれで計算します。（下図等を参照）

※ 特定日前日時点で勤続期間が35年以上の場合、支給率が上限に達するため特定日以降は計算しない。

◆ 早期退職制度は適用される年齢や割増率に関しては、当分の間、従前制度と同様とします。



※ 支給率(c)及び(d)は、勤続年数「35年」以上は一定（現行どおり）

退職手当の基本額（基本的な計算方法）

①：特定日前日までの期間

$$= \text{減額前給料月額}(a) \times \text{特定日 (60歳到達後最初の4/1) 前日までの勤続年数に応じた支給率}(d)$$

②：特定日以降の期間

$$= \text{退職日給料月額}(b) \times (\text{退職日までの勤続年数に応じた支給率}(c) - \text{特定日前日までの勤続年数に応じた支給率}(d))$$

(7割措置後の額)

– 特定日前日までの勤続年数に応じた支給率(d))

特定日前日までの勤続年数が35年以上： ① = 退職手当の基本額

特定日前日までの勤続年数が35年未満： ① + ② = 退職手当の基本額

定年前早期退職制度

◆ 早期退職制度は適用される年齢や割増率に関しては、当分の間、従前制度と同様とする。

割増の要件（退職日に次の条件を全て満たすものに適用）

- ① 年齢50歳以上（教員は55歳以上）
- ② 勤続13年以上
- ③ 60歳到達年度末日の1年前までに退職

※ 毎年定められる申出期間中に、定められた様式で申し出る必要があります。

割増率

59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳
2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%

※ 教員については、表の年齢に5歳を加えた年齢での適用になります。
(教員以外で60歳以上で退職した方への割増はありません。)

⑧ 60歳に達した職員の退職手当の試算 (勤続35年以上)

【Step 1】：特定日前日までの勤続期間及び勤続年数を確認する。

退職日 ⇒ 年 月 日
 採用日 ⇒ 年 月 日
 勤続 ⇒ 年 月

月数は6捨7入

勤続35年以上

※育児休業取得者などは、取得した事由や期間に応じて勤続年数から除算される規定があります。

【Step 2】：減額前給料月額を確認する。

- ◆ 職員：5ページを参考に、**減額前給料月額（60歳に達した年度の給料月額）**を確認
- ◆ 管理職：6ページを参考に、**降任前給料月額（60歳に達した年度の給料月額）**を確認

給料表 ⇒ 表
 級 ⇒ 級
 号給 ⇒ 号給

A 円

勤続年数「35年」以上の支給率は一定

【Step 3】：退職手当の基本額を計算する。

A 円 × 支給率 47.709 = 退職手当の基本額
 円

【Step 4】：退職手当の調整額を計算する。

- ◆ 在職中の職員の区分に応じた調整月額を高い額から順に60月分合計します。
- ※育児休業取得者などは、取得した事由や期間に応じて勤続年数から除算される規定があります。

右表の調整月額 円 × 在職月数 月

職員の区分	調整月額 (円)
8級 (局長級)	65,000
7級 (部長級)	59,550
6級 (課長級)	54,150
5級 (副課長級)	32,500
4級 (係長級)	27,100
3級 (職員Ⅲ)	21,700
その他	0

= 退職手当の調整額
 円

※ 在職中最も高い区分が職員Ⅲで、その区分に60月以上在籍していれば、調整額は21,700×60月=1,302,000円になります。

【Step 5】：退職手当額を計算する。

退職手当の基本額 + 退職手当の調整額 = 退職手当額
 円

⑨ 60歳に達した職員の退職手当の試算 (勤続35年未満)

◆ 特定日の前日時点で**勤続35年未満**の職員の退職手当の計算方法です。

【Step 2 - 1】：勤続年数に応じた支給率を確認する。

◆ 下の表を参照して退職時の勤続年数に応じた支給率と特定日前日時点での支給率を算出します。
 ※育児休業取得者などは、取得した事由や期間に応じて勤続年数から除算される規定があります。

勤続年数	定年退職	勤続年数	定年退職	勤続年数	定年退職
1	0.95	13	12.965	25	35.397
2	1.9	14	14.12	26	36.897
3	2.85	15	15.275	27	38.397
4	3.8	16	16.43	28	39.897
5	4.75	17	17.585	29	41.397
6	5.7	18	18.74	30	42.897
7	6.65	19	19.895	31	44.397
8	7.6	20	27.397	32	45.225
9	8.55	21	28.997	33	46.053
10	9.5	22	30.597	34	46.881
11	10.655	23	32.197	35	47.709
12	11.81	24	33.797	以上	

退職時の勤続年数に応じた支給率

支給率α

特定日前日時点の勤続年数に応じた支給率

支給率β

【Step 2 - 2】：減額前給料月額を確認する。

- ◆ 職員：5ページを参考に、**減額前給料月額（60歳に達した年度の給料月額）**を確認
- ◆ 管理職：6ページを参考に、**降任前給料月額（60歳に達した年度の給料月額）**を確認

給料表 ⇒ 表
 級 ⇒ 級
 号給 ⇒ 号給

級 ⇒ 級
 号給 ⇒ 号給

号給 ⇒ 号給

A 円

【Step 2 - 3】：退職時の給料月額を確認する。

- ◆ 職員：5ページを参考に、**退職時の給料月額**を確認
 (60歳以降に、昇給・昇任した場合は、退職時の表・号・給(給料月額))
- ◆ 管理職：6ページを参考に、**降任前給料月額（60歳に達した年度の給料月額）**を確認

給料表 ⇒ 表
 級 ⇒ 級
 号給 ⇒ 号給

級 ⇒ 級
 号給 ⇒ 号給

号給 ⇒ 号給

B 円

B 円 × 70% = C 円

※100円未満四捨五入

⑨ 60歳に達した職員の退職手当の試算 (勤続35年未満)

【Step 2 - 4】：退職手当の基本額を計算する。

- ◆ 特定日前日までの期間の基本額を計算します。

$$\boxed{A} \text{ 円} \times \boxed{\text{支給率 } \beta} = \boxed{D} \text{ 円}$$

- ◆ 特定日以降の期間の基本額を計算します。

$$\boxed{C} \text{ 円} \times \left(\boxed{\text{支給率 } \alpha} - \boxed{\text{支給率 } \beta} \right) = \boxed{E} \text{ 円}$$

$$\boxed{D} \text{ 円} + \boxed{E} \text{ 円}$$

$$= \boxed{\text{退職手当の基本額}} \text{ 円}$$

【Step 2 - 5】：退職手当の調整額を計算する。

- ◆ 在職中の職員の区分に応じた調整月額を高い額から順に60月分合計します。

※育児休業取得者などは、取得した事由や期間に応じて勤続年数から除算される規定があります。

$$\boxed{\text{右表の調整月額}} \text{ 円} \times \boxed{\text{在職月数}} \text{ 月}$$

$$= \boxed{\text{退職手当の調整額}} \text{ 円}$$

職員の区分	調整月額 (円)
8級 (局長級)	65,000
7級 (部長級)	59,550
6級 (課長級)	54,150
5級 (副課長級)	32,500
4級 (係長級)	27,100
3級 (職員Ⅲ)	21,700
その他	0

※ 在職中最も高い区分が職員Ⅲで、その区分に60月以上在籍していれば、調整額は21,700×60月 = 1,302,000円になります。

【Step 2 - 6】：退職手当額を計算する。

$$\boxed{\text{退職手当の基本額}} + \boxed{\text{退職手当の調整額}} = \boxed{\text{退職手当額}} \text{ 円}$$

⑩60歳に達した職員の退職手当の試算（支給額）

【Step 1】：退職手当額を計算する。

- ◆ 9ページまたは前ページで計算した退職手当の基本額と調整額を合計します。

$$\text{退職手当の基本額} + \text{退職手当の調整額} = \text{F} \text{円}$$

退職手当額

【Step 2】：税金の計算をする。（課税退職所得額の計算）

$$\text{退職手当額} \text{ (F円)} - \text{勤続年数に応じた控除額 (下表参照)} = \text{G} \text{円}$$

控除後の額

$$\text{G} \text{円} \times 0.5 = \text{H} \text{円}$$

課税退職所得額

※1,000円未満切り上げ

○退職所得控除表 ※1年未満の端数は切り上げ

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
2年以下	80万円	13年	520万円	24年	1,080万円	35年	1,850万円
3年	120	14年	560	25年	1,150	36年	1,920
4年	160	15年	600	26年	1,220	37年	1,990
5年	200	16年	640	27年	1,290	38年	2,060
6年	240	17年	680	28年	1,360	39年	2,130
7年	280	18年	720	29年	1,430	40年	2,200
8年	320	19年	760	30年	1,500	※41年以上は1年ごとに70万円を加算	
9年	360	20年	800	31年	1,570		
10年	400	21年	870	32年	1,640		
11年	440	22年	940	33年	1,710		
12年	480	23年	1,010	34年	1,780		

【Step 3】：税金の計算をする。（市民税・県民税の計算）

課税退職所得額

$$\text{H} \text{円} \times 0.06 = \text{I} \text{円}$$

市民税

※100円未満切り捨て

課税退職所得額

$$\text{H} \text{円} \times 0.04 = \text{J} \text{円}$$

県民税

※100円未満切り捨て

⑩ 60歳に達した職員の退職手当の試算（支給額）

【Step 4】：税金の計算をする。（所得税の計算）

◆ 下の所得税税額表を参照し、計算した課税退職所得額に応じた所得税を計算します。

○所得税税額表

課税退職所得額（H）	税 額
195万以下	$((H) \times 5\%) \times 102.1\%$
195万円超 330万円以下	$((H) \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\%$
330万円超 695万円以下	$((H) \times 20\% - 427,500円) \times 102.1\%$
695万円超 990万円以下	$((H) \times 23\% - 636,000円) \times 102.1\%$
900万円超 1,800万円以下	$((H) \times 33\% - 1,536,000円) \times 102.1\%$
1,800万円超	$((H) \times 40\% - 2,796,000円) \times 102.1\%$

※ 計算例

課税退職所得額が1,992,000円の場合

$$(1,992,000円 \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\% = \underline{\underline{103,835円}} \text{（1円未満切り捨て）}$$

【Step 5】：差し引き支給額を計算する

退職手当額

F 円

所得税額

円

市民税額

I 円

県民税額

— **J** 円

=

差し引き支給額

円

以上で退職手当の試算は終了です。

※ 試算のため、実際の差し引き支給額と異なる場合があります。

⑪ 暫定再雇用制度

■ 暫定再雇用制度

定年の段階的な引上げ期間においても、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、再雇用制度を暫定的に措置するものです。制度内容は下表のとおりです。

原則、フルタイム勤務となります。

暫定再雇用の期間については、2ページをご覧ください。

	暫定再雇用職員 (フルタイム勤務)	暫定再雇用短時間勤務職員 (短時間勤務)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の定年退職者 ・定年前再雇用短時間勤務職員として雇用された後の任期満了対象者 等 	
意向確認	定年年度に確認	
雇用期間	1年（勤務実績が良好な場合、65歳に達する年度末まで更新可）	
勤務時間	週5日 38時間45分	週5日勤務：30時間 週4日勤務：30時間
人事考課	職位に応じた制度を実施します。	
昇給・昇任	なし	
給料	386,400円(8級) 264,500円(4級) 353,300円(7級) 247,300円(3級) 317,400円(6級) 231,100円(2級) 285,500円(5級) 214,400円(1級)	フルタイム勤務の給料月額を基準として、週の勤務時間に応じた額 (給料月額×30時間÷38時間45分)
期末・勤勉手当	期末手当支給月数： 1. 375月（6月0.6875月、12月0.6875月） 勤勉手当支給月数： 1. 025月（6月0.5125月、12月0.5125月） ※給与改定により変動します。	
支給しない手当	扶養手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、退職手当	
年次休暇	20日	① 退職後引き続き再雇用：20日 ② ①以外：週の勤務時間に比例 （週5日勤務：20日、週4日勤務：16日）
	定年退職後、引き続き再雇用される場合は退職前の年次休暇を繰り越す。雇用が更新された場合には、最大20日を繰り越す。（16日付与された者は最大16日を繰り越す。）	
夏季休暇	5日	週5日勤務：5日 週4日勤務：4日
健康保険	公立学校共済組合	
年金	公立学校共済組合	厚生年金
職員厚生会	横浜市職員厚生会会員	

⑫ 定年前再雇用短時間勤務制度

■ 定年前再雇用短時間勤務制

60歳に達した日以後、本人の希望があり、選考された場合に限り、一旦退職し、改めて短時間勤務職員として採用する制度です。

本法人では、定年引上げ後もフルタイムでの雇用を原則としますが、やむを得ずフルタイム勤務ができない場合、**選考等を経て**、定年前再雇用短時間勤務職員として採用します。

※ 管理職での定年前再雇用短時間勤務はありません。

※ フルタイム勤務への変更は出来ません。

	定年前再雇用短時間勤務職員
対象者	以下の全てに該当する職員 ・60歳に達した日以後、定年前に退職した職員 ・やむを得ずフルタイム勤務ができない場合
意向確認	60歳に達する年度に行う意思確認において確認
雇用期間	定年退職日相当日まで（段階的引上げ期間中は61～64歳。完成後は65歳）
勤務時間	週5日勤務：30時間 ・ 週4日勤務：30時間
人事考課	職位に応じた制度を実施します。
昇給・昇任	なし
給料	191,458円（3級） 178,916円（2級） 165,987円（1級） ※行政職、技能職、医療技術職、看護職の場合
期末・勤勉手当	期末手当支給月数： 1. 375月（6月0.6875月、12月0.6875月） 勤勉手当支給月数： 1. 025月（6月0.5125月、12月0.5125月） ※給与改定により変動します。
支給しない手当	扶養手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、退職手当
年次休暇	① 退職後引き続き雇用：20日（週30時間以上の勤務に限る） ② ①以外：週の勤務時間に比例（週5日勤務：20日、週4日勤務：16日） 退職後、引き続き雇用される場合は退職前の年次休暇を繰り越す。 任期が更新された場合には、最大20日を繰り越す。（16日付与された者は最大16日を繰り越す。）
夏季休暇	週5日勤務：5日 週4日勤務：4日
健康保険	公立学校共済組合
年金	厚生年金
職員厚生会	横浜市職員厚生会会員

◆ 定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額を、次の式により計算された額になります。

定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額

$$= \text{職務の級ごとに設定された基準給料月額} \times \frac{\text{30時間 (定年前再雇用短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間)}}{\text{38時間45分 (フルタイム勤務職員の1週間あたりの勤務時間)}}$$